平成２３年（フ）第６０２号
京都府宇治市伊勢田町大谷20番地の８
債務者　塩地ちづる
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
京都市伏見区深草東軸町８番地　ヴィーヴル藤森２－Ｄ
債務者　中島　俊之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７００号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地４－105号
債務者　麺喰い処たまさき屋こと　鍋田　雅己
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目６番５－204号
債務者　安武　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９９号
兵庫県尼崎市南清水17番10号
債務者　山内　朋子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９４号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目７番６号ドムス若王寺102号
債務者　田中　修一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０４号
兵庫県西宮市市庭町６番８－205号
債務者　松野　洋子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８６号
奈良県生駒郡三郷町勢野西４丁目10番２号
債務者　松村　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５号
奈良市古市町2195番地　高円団地17－10号
債務者　松田多平治
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２０号
奈良市月ヶ瀬嵩162番地
債務者　岡沼　智子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２６号
奈良県大和郡山市筒井町1500番地１　大和園13号
債務者　柳井　　優
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市国府町宮下1202番地７　Ｂ号
債務者　川上　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
広島県尾道市吉和町4084番地１
債務者　正海千恵美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
愛媛県松山市畑寺４丁目７番32号　シティハイツ202号
債務者　篠原　久徳
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１０号
愛媛県伊予郡砥部町宮内359番地２
債務者　渡邉　　真
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３号
愛媛県松山市小坂３丁目５番17号　田村ハイツ101号
債務者　大森　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２２４号
愛媛県松山市東野１丁目２番８号
債務者　稲垣　淳一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
松山地方裁判所